

いじめを生まない土壤づくりのための基本的な方針

(いじめの防止等のための基本的な方針)

春日部市立桜川小学校

令和2年4月

目次

はじめに	3
第1 いじめの防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	3
2 いじめの防止に対する基本的な考え方	3
第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	5
2 本校におけるいじめの防止等に関する取組	
(1) いじめの未然防止のための取組	5
(2) いじめの早期発見のための取組	8
(3) いじめに対する早期対応と解消	9
第3 重大事態への対応	
1 重大事態の定義	10
2 重大事態への対応の流れ	11
3 春日部市教育委員会又は本校による調査	12
第4 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項	16
【資料1】 いじめの防止のための取組チェックリスト	17
早期発見のための教職員用チェックリスト	17
【資料2】 早期発見のための家庭用チェックリスト	18
児童（生徒）、保護者向けの学校生活アンケート	18

はじめに

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、第183回国会（常会）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布されました。

本校では、春日部市教育委員会が推進する「伝え合い 学び合い 育ち合い 思い合いがうれしい教室」を目指し、学校教育目標である「思いやりのある子」の実現を目指して全職員一丸となって、教育活動を展開しております。すべての子どもたちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを切に願っています。

現在、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、これまでも「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壤づくりのための様々な対策を講じてきました。それらをさらに確実なものとするため、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめの防止に取り組んでいきます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方【いじめ防止対策推進法 第13条】

(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(1)考え方

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本校の学校基本方針が、実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すP D C Aサイクルを盛り込む。

(2)三つの視点

①いじめの未然防止

根本的にいじめの問題を克服するためには、関係者が一体となっていじめを生まない土壤をつくることが重要である。

そのためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自己理解や他者理解等、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。

また、ストレスに適切に対処できる力を育むこと、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをすること等も重要であり、併せて、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発をすることも必要である。

②いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。特に、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の把握に努め、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校における組織を活用して行うことが必要である。

③いじめの早期解消

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・報告・相談や、事案に応じては、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(3)その他

いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となる。

第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「元気アップ対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、原則として校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談部等で構成するものとする。

また、対策委員会は学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に実施する中核としての役割

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

（1）いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考え方として、学校は、児童同士心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 学級経営の充実

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

- (ア) 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ① 児童の気持ちを共感的に受け止める。
 - ② 居場所をつくる。
 - ③ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ④ 規準を示す。（「～してはならない。」ではなく、「～なときには～する。」）
- (イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ① 分かる楽しさを与える。
 - ② 自分のよきや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよきを先生が教えてくれた。」）
- (ウ) 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- (エ) 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

イ 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道徳教育の充実を図る。

- (ア) 「私たちの道徳」（文部科学省）、「彩の国の道徳」（埼玉県教育委員会）、「春日部の道徳」（春日部市教育委員会）、「みんなのどうとく」（学研・副読本）を活用し、道徳の時間を要とし、全教育活動をとおして、豊かな心を育む。
 - ① 正しいと思うことは、勇気をもって行おうとする態度を育て、「いじめを許さない勇気」の自覚を促す。
 - ② 「思いやり・親切」、「友情、信頼・助け合い」、「公正・公平、正義」（高学年）の心情を育み、互いに助け合い、認め合い、高め合う豊かな人間関係の基礎を築く。
- (イ) 「彩の国の道徳」「指導資料集」「学級づくり羅針盤」（埼玉県教育委員会）を活用し、児童一人一人の自尊感情を高めていく。
- (ウ) 「春日部の道徳」（春日部市教育委員会）を用い、「活用事例集」を活用した、いじめを生まない心の教育を進めていく。

ウ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意する。

- (ア) 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持ってあたる。
- (ウ) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師がいじめの発生にかかわっている場合もあることに十分留意する。
 - ① 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ② 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ③ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壤を温存させている場合

エ 保護者同士のネットワークづくり

「いじめの未然防止」には、保護者の協力が不可欠であり、特に、保護者同士が知り合いたいじめにブレーキが掛かることが多い。そこで次の点に留意し、学校でも保護者同士の関係づくりを図っていく。

- (ア) 学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめ等の問題行動等の情報交換や対策について話し合う。
- (イ) P T A活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) 学活等を活用して、ネット問題について児童向け学習会を毎年度実施する。
- (イ) 「青少年のネットモラル啓発D V D」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (ウ) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

カ 春日部市元気アップ推進委員会が取り組む事業への参加

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて、春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気さわやかキャンペーン」に対し、本校でも次の点に留意し、重点的に取り組んでいく。

- (ア) 児童の実態に応じた取組を行う。
 - ① いじめに関する資料を用いた道徳授業、学級活動
 - ② 児童が主体となって運営する児童集会、縦割り活動
- (イ) スーパー元気さわやか集会に積極的に参加していく。
 - ① 各学校の取り組み発表
 - ② 保護者、地域住民、小中学生との意見交換

(2) いじめ早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認

知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア)定期的なアンケートの実施

いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるため、児童を対象に定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。（年間3回程度）

(イ)いじめチェックシートを活用した支援体制の整備

ささいな兆候をいじめではないかと疑いを持って、早い段階から関わられるよう、保護者用のいじめチェックシート等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく体制を整備する。

(ウ)日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握

教職員と児童の間で日常行われている会話等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする等、生活の中でいじめのささいな兆候を把握できる取組を工夫する。これらにより集まつたいじめに関する情報については、学校の教職員全体で共有し、迅速に対応することを徹底する。

(エ)いじめに係る相談体制の整備

保健室や相談室の利用、電話相談窓口等について広く周知し、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うようにする。

(オ)学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや学校応援団、地域のスポーツ少年団等との連携促進・協働する体制の構築を図る。

(カ)情報モラル教育の推進

ネット上のトラブルや携帯電話のメールを利用したいじめ等について、児童への情報モラル教育を進めるとともに、保護者への理解を求め、早期発見に努めるようとする。

(キ)けんかやふざけ合いの事情調査実施

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(ク)「彩の国 生徒指導ハンドブック」の活用

- ①「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。（資料参照）
- ②「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- ③「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童への指導（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童への支援（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の児童生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 春日部市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を春日部市教育委員会へ速やかに報告する。

犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(ク) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかりわらず、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2 重大事態への対処の流れ

(1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

(2) いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告する。

(4) 本校は、推進委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

(5) 上記(4)の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）

(6) 上記(4)の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明してお

く。

(7) 上記(4)の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

(8) 上記(4)の調査結果は、春日部市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(9) その他留意事項

ア 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。

イ 「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「II 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。特に、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道機関への対応に特別の注意が必要である。

ウ 関係のあった児童が深く傷つき、他の児童や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

3 春日部市教育委員会又は本校による調査

■いじめ防止対策推進法 第28条

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに春日部市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童)又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと春日部市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、春日市の問題調査審議会において調査を実施する。本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、春日部市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、当該問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、春日市の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の

特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、春日部市の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関とも適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起った場合の調査の在り方は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒（児童生徒）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒（児童生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説

明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、春日部市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「II 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や

児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、春日部市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

（イ）調査結果の報告

調査結果については、春日部市教育委員会に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて春日部市教育委員会に送付する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、対策委員会において毎年度、**桜川小学校基本方針**にある各施策の効果を検証し、**桜川小学校基本方針**の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【資料1】いじめの防止のための取組チェックリスト

（「彩の国 生徒指導ハンドブック」）

(2) いじめの取組のチェックポイント

項目		評価
指導体制	1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践を行っているか。	
	2 いじめの様子、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について議員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
	3 いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない」と毅然としたねらい強い指導を行っているか。	
	4 いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守りとおりすすめを示しているか。	
	5 いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実に行い、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
	6 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立っておりあたっているか。	
	7 学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	8 道徳や学級活動(休・講・会)の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
	9 学級活動に織りこむりや児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導言語が行われているか。	
	10 児童生徒に軽い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。	
	11 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。	
	12 いじめを行う児童生徒に対するは、総合的な背景の理解や特別な指導計画による指導の他、状況によっては、出席停止(義務教育)や監察との連携による措置も複数に入れた。毅然とした対応を行なうとしているか。	
	13 いじめられる児童生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行なっているか。	
	14 いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な指導を行なっているか。	
	15 部活動(中高生)における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。	

16	授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。	
17	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
18	児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。	
19	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	
20	いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	
21	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行なっているか。	
22	校内に児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談(スクールカウンセラー、相談員等)の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。	
23	学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
24	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
25	児童生徒等の個人情報の取扱について、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。	
26	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。	
27	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
28	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	



-16-

-17-

早期発見のための教職員用チェックリスト（「彩の国 生徒指導ハンドブック」）

【資料 1】
家庭用いじめ発見チェックシート(詳細例)

1 起床から登校前	<ul style="list-style-type: none"> △布団からなかなか出でこながったり、具合が悪そうである △けだるそうな、疲れた表情である △いつもと違って朝食を食べようとしない △ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする △学校に行くのを渋ったり、登校後の集合場所に行きたがらない
2 登校中	<ul style="list-style-type: none"> △友達の荷物を持たされている △一人で登校するようになる △遠回りして登校している △途中で家に戻ってくる
3 帰宅時	<ul style="list-style-type: none"> △理由のはつきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある △あざや振り傷があってもその理由を言わない △自分の部屋に駆け込み、なかなか出でこない △いつもより帰宅が遅い △自転車や持ち物等が壊されている △学校の話をしなくなる △外出したがらない △プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある
4 夕食時から就寝まで	<ul style="list-style-type: none"> △食欲がない △特定の友達に対する言葉遣いが不自然にていねいである △友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする △お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる △部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく △買い物えた覚えのない品物を持っている △メールをこそぞ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない △部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる △家族の者と話をしなくなる △いじめの話をすると強く否定する △弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる △疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかっただりしている △普段より暗かっただり、逆に明るく演じたりする感じがする

帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> □持ち物がなくなったら、よく訴えに来る □衣服が汚れていたり、破けていたりしている □泣いている、または机に伏せたまましている □自分の持ち物でないものを机やロッカー、カバンに入れられている
部活動・クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> □参加しないことが多い、表情も暗い □一人だけで、大変な仕事(準備や後片付け)をやらされている △ペアの練習で、いつも取り残される △練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている △他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりしている △詐めいたいなどの訴えがある △理由はつきりしないのが、あざ、汚れがある △道徳真を隠されている
放課後から下校時	<ul style="list-style-type: none"> □急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている □机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている △いつもも教師に相談したそうに寄って来る △靴や持ち物がなくなっている △校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている △皆の荷物を持たされている △遺り物として帰る △一人で帰る
学生生活全般	<ul style="list-style-type: none"> □皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる □一人で離れて仕事をしている △ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる △無理に役員を押し付けられる △宿題や集金などの提出物が遅れる △一人の子の机や持ち物をさわろうとしない △連絡帳、生活ノート、絵画作品等にかけりのある表現が見受けられる。

いじめ早期発見のチェックポイント

ポイント：

- ①該当する項目があれば、子どもに声を掛ける。
- ②複数該当する項目があれば、学年等職員に相談する。



【資料 2】早期発見のための家庭用チェックリスト

-31-

-13-

(「彩の国 生徒指導ハンドブック」)

いじめ発見のチェックポイント

	観察の視点	あてはまる子の名前
朝の会	<input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下で待っている <input type="checkbox"/> 他の子どもより早く登校する <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる <input type="checkbox"/> 担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子をしている	
授業の開始時及び授業	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる <input type="checkbox"/> 授業の始めに用具が散乱している <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れないと <input type="checkbox"/> 係などを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする <input type="checkbox"/> ほめられると、嘲笑いやからかい等が起こる <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに冷やかされる <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくななり、活発さがなくなる <input type="checkbox"/> 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらされる <input type="checkbox"/> その子への配布を嫌がる雰囲気がある <input type="checkbox"/> 実験などの後片付けをいつもやらされている <input type="checkbox"/> 道具や器具にさわらせてもらえない、順番がなかなか回つこない <input type="checkbox"/> 音楽の授業で歌えなくなる <input type="checkbox"/> 内緒話をされている <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える	
休み時間	<input type="checkbox"/> いつも一人でボツンとしている <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている <input type="checkbox"/> 特に用事が無いのによく職員室に来る <input type="checkbox"/> 移動教室のとき、荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 格闘技っこなどでやられている <input type="checkbox"/> 保健室や相談室に来る回数が多くなる <input type="checkbox"/> 授業が始まっている教室に戻りたがらない	
給食時	<input type="checkbox"/> 机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる（意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差など） <input type="checkbox"/> 給食を食べない、食欲がない <input type="checkbox"/> 早食い競争などをやらされている <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられている <input type="checkbox"/> いつも片付けをさせられている	
清掃時	<input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれずに、放置されている <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、ぬれたりしている <input type="checkbox"/> 清掃後、頻繁に授業に遅れてくる	

-12-

児童（生徒）、保護者向けの学校生活アンケート（「彩の国生徒指導ハンドブック」）
学校生活についてのアンケート【保護者用・例】

小・中学校向け	がっこうせいりゅう ちゅうがく こと	（無記名式・例）
() 年 () 組 性別(男・女)		

このアンケートは皆さん安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、あてはまるものに○を付けてください。

問1 無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか

ある・ない

問2 ひやかしやからかい、悪口や脅しなどを言われたことがありますか

ある・ない

問3 自分の持ち物をかくされたり、勝手に使われたりしたことがありますか

ある・ない

問4 友だちの持ち物を自分のカバンや机の中に勝手に入れられたことがありますか

ある・ない

問5 わざとぶつかれたり、遊びのふりをしてたたかれたり、けられたりしたことがありますか

ある・ない

問6 そうじや当番をおしつけられたことがありますか

ある・ない

問7 あなたの懸念をメールで送られたり、ブログ・プロフに書き込まれたことがありますか

ある・ない

問8 あなたの友だちでいじめにあってつらい気持ちで生活している人はいますか

いる・いない

このアンケートは皆さんのお子さんが、いじめがなく安心して学校生活を送れるようになりますことを目的に行うものです。現在の状態に最も近いものに〇を付けてください。また、兄弟姉妹がいる場合でも、それのお子さんについて別々の用紙に御記入ください。

お子さんの学校生活で、以下の（例）のような困り事はありませんか？
（例）
<ul style="list-style-type: none"> ● 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。 ● 仲間はずれ、集団による無視される。 ● 軽くぶつかられたり、遊びぶりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ● ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ● 金品を要求される。 ● 金品を壊されたり、壊されたり、捨てられたりする。 ● いやなこと、恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。 ● パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

お子さん 小・中・高 () 年 () 組 性別()

質問項目	回答
① うちの子供は学校で、ほかの子供から（例）のような事をされている。	はい いいえ わからない
② うちの子供は学校で、ほかの子供に（例）のような事をしている。	はい いいえ わからない
③ うちの子供から学校で、（例）のような事を見たという話を聞いたことがある。	はい いいえ
④ うちの子供のまわりで、（例）のような事があるとほかの保護者や地域の方から聞くことがある。	はい いいえ
⑤ 家庭で、（例）のような問題について子供と話すことがある。	はい いいえ

質問項目①～④で「はい」と回答した方は書ける範囲で、その内容を御記入ください。

※ 具体的な相談があれば、学校まで御連絡ください。

-33-

-35-